

などの生産に当つていた。^(注1)

特に紙の生産に当つては、大同年間（八〇六～九）に図書寮別所として紙屋院^(注2)と称する製紙工房が置かれ、造紙長上に率いられた造紙手が、諸国から貢進される原料によつて種々の製紙を行なつていた。

しかし、律令体制の衰退は当然その体制内にある官営工房の衰微につながり、図書寮紙漉工房もその例外ではなく、八世紀後半にはすでに製紙原料の未進^(注3)による造紙工の減員が行なわれ、その機構が縮小されるい。そしてさらに、地方製紙業の発達によつて図書寮製紙工房への絶対依存度が弱まつていき、ついにはその製造するところの紙は反故紙の漉き返しであるところの宿紙の生産に限られるようになり、紙屋院の紙すなわち紙屋紙が直ちに宿紙を意味するという状態になつた。

周知のように宿紙は、当初還魂紙とも称されて宗教的意味を含むものであつたが、後には朝廷公用紙として用いられ、綸旨・口宣案等に無くてはならないものとなつた。したがつて、紙屋院での宿紙は欠くべからざるものであつた。

ところが、平安中期以降になると紙屋院ではこの原料の入手にも窮していいたようだ、「江談抄」第一の外記日記図書寮紙工漸々盜取問、師任自然書取事の項に「師遠祖父師任大外記之間皆悉所書取也、師任書取之後、外記日記等為図書寮紙工漸々被盜取也」とあるように、宿紙調進のためには外記日記を盗み取つて原料としなければならない状態であったようである。

鎌倉期に入つても、寛喜三年（一二三一）十一月三日附「後白河天皇宣旨」の可令停止図書寮破古經書漉宿帯等事の項に「仰、日貢宿帯者、雲上要枢也、因茲貢進暫滯、奉行易怠、是以為造課無之責、還渉不法之義、或破經典、或漉書卷、（中略）自今以後、永從停止、但又有限寮役、勿令闕怠」（『鎌倉遺文』第六）とあるように、日貢の宿紙は「雲上の要枢」とされながらも貢進が滞り、図書寮保管の經典・書卷を毀つてその原料に当てるような有様であつた。

さらに、このような原料不足に因る紙屋院の宿紙の貢進欠滯は、南北朝期に入ると恒常的なものとなり、前大納言勧修寺經頤が洞院公賢に充てた書状の中で「（上略）近年日貢図書寮不法、別説候も難得候、其躰も下品罷成候、毎時此式候歟（下略）」（『園太曆』文和五年（一二五六）三月条）と宿紙の日常的な欠滯を歎じている。そして、「荒曆」応永三年（一三九六）十一月十日^(注7)条によると図書寮官衙自体が数年前に廃滅して、その跡地が畠となつたとあり、その附属機関である紙屋院も南北朝時代に廃絶してしまつたと思われる。

しかし、宿紙は「雲上要枢」として朝儀遂行上必要不可欠であり、また宿紙ばかりではなくその他の諸紙も朝廷が必要としたのも確かであり、図書寮紙屋院廃滅後の朝廷必需の紙類は基本的にはどのように供給されたのかという素朴な疑問が生ずるのである。

その疑問に答えてくれる史料が上述の『図書寮関係文書』である。後に詳述するが、この一連の相論文書により室町中期以前に溯つて図書寮

紙漉座の存在が先ず確認される。そしてその座衆のうちから図書寮允官

・属官が補任されて、恒例・臨時の朝儀の図書寮官人役を勤仕する形態がとられていた様子などが窺知できるのであるが、以上から推測が許されれば、前述のように図書寮は、南北朝末期以来官衙が消滅し、室町期を通じて頭・助の補任も^(注8)不明である程に実体が失われ、またその附属機関である紙屋院も同じくその機構が廃滅してしまった。しかし機構としての紙屋院が廃絶しても、所属の紙工達が絶滅してしまったわけではなく、当時の京都の商品経済の活発化に伴つて、却つて手工業集団として成長していくと思われるるのである。

そして彼等が紙屋院の伝統を継承して朝廷需要の紙を製造献納し、また恒例・臨時の朝儀の図書寮官人役を允・属官に任じて奉仕し、それに對して京中における紙漉業の独占権・課役免除などを朝廷より認められた紙漉座を結成したものと考えられるのである。

室町初期と思われる成立当初のこの座に関する直接的な史料は残念ながら見出せず、従つて推測の域を出ないが、これから本稿がとり上げていく上記『図書寮関係文書』に見える図書寮紙漉上・下二座のうち、室町中期以前に溯つて存在が認められ、世襲的に図書寮允・属官に補任される座衆で構成されているのは上座である。

この上座こそ、上述した紙屋院座工およびその流れを汲む者達によつて結成された紙漉座につながるものであり、そして彼等が、紙屋院廃絶以降の日常的な朝廷需要の宿紙をはじめとする紙類を製造供給していた

のであろう。

ところで一方、室町中期頃に下座が存在していることを示す史料がある。やはり当部藏の、江戸末期の図書寮官人である藤井氏の家記を抄録した『図書寮記録』第二巻所収の、天保の改革の株仲間解散令に際し、図書寮紙漉仲間が武家伝奏へ提出した天保十三年（一八四二）の紙漉由緒書に引用されて次のような文書が見える。

藏人所下紙漉兄部事

湯川二郎左衛門尉隆秀

右、以此人被補下座兄部處也、乱中無仁之間、日貢以下御用致忠節、於天下靜謐後□□所職其業全、恒例・臨時日貢以下公役等不存等閑、催座中可令取沙汰旨、依仰執達如件、

文明八年二月 日

奉行御藏出雲守紀朝臣在判

この文明八年（一四七六）二月付の藏人所下文は、応仁・文明の乱中、紙漉座衆が戦乱を避けて京を逃がれてしまった中にあって、一人とどまつて日貢の宿紙以下の義務を果していた湯川隆秀を、その功績によつて下座兄部に補任したものであるが、これにより、すくなくとも文明八年以前室町中期頃に下座が存在していたことが確認されるのである。

なお、天保十三年の紙漉由緒書には、上掲の「藏人所下文」の他、文明十一・閏九・十九付、同十一・十二・五付、同十七・十・九付、永正十八・二・九付、天文十五・六・十付と六通の上座の允職および下座兄

部補任関係の文書が引用されており、その全てが藏人所御藏小倉人山科

氏が署判発給した藏人所下文形式であるところから、当時の紙漉上下座

の本所は藏人所であったと考えられ、この関係は図書寮および紙屋院の

実体が失われ、代って紙漉座が成立した当初からあると推定されるのである。^(注10)

以上、室町期の図書寮紙漉座に、南北朝末から室町初期頃に旧図書寮

紙屋院の紙工達およびその流れをくむ者達によって結成されたと思われる座につながる上座と、成立事情などは不明であるが室町中期頃にその存在が認められる下座との二座があつたことが分った。そしてこの上・下二座の関係は、文字通り身分的な上下関係にあり、図書寮允・属官就任を世襲的に独占してきた上座衆が上位にあつたことは確実であり、下座衆はその下部に組織されていたと考えられる。

しかし、応仁・文明の乱を契機としてこの関係は、ゆらぎだしたようである。すなわち、京都の荒廃による座衆の離散とそれに伴う座活動の停滞、さらに時あたかも高まってきた下剋上の風潮等により、上座衆の伝統的優位性の象徴である図書寮允・属官の世襲的独占も下座衆によつておびやかされ出していくのである。そして、上下座の関係が対立相論と云う形で一気に表面化したのが『図書寮関係文書』によつて知られる永正十八年三月二十二日の後柏原天皇御即位式参勤をめぐる上座藤原重久と下座兄部藤原光貞の相論であった。

二

この相論は、御即位の終つた翌四月に下座兄部藤原光貞の次のような申状から始まるのである。

図書寮紙漉下座兄部藤原光貞謹言上(小佐治)

右子細者、今度御即位参勤對上座左右相論事、上座及強々緩怠間、為無事就致堪忍、御感悉存者也。允・属転任雖可頂戴口 宣案、下輩之至無沙汰仕、如此及相論條、臨期無謂物念出来之基也、所詮年勞□隱便無為之沙汰、旁以光貞允 口宣頂戴仕、向後可停異論者也、仍粗謹言上如件、

永正十八年卯月

この申状は、前月二十二日の後柏原天皇御即位式の時に、本来、図書寮允に任せられた上座兄部が勤める図書寮左右火燼役を右座役の図書役を踏えて、図書寮左火燼役を申請した。その理由として上座の「強々緩怠」を訴え、当然生じた上座からの異論には「允・属転任」の口宣案が下輩のために下されなかつたからであるとしている。

これに対し、翌五月に至つて上座藤原重久は反論して次のような支状を出している。

図書寮上座允藤原重久謹言上(梅井)

右、如図書寮紙漉下座兄部藤原光貞申状者、今度御即位參勤對上座左右相論事、上座及強々緩急之間、為無事致堪忍云々、更以非緩急、其謂者、從先規上座允着左座奉懃御役之条、任先例可着重久左座之處、為下座光貞所行不事問、令着左座之間背旧規奉掠公儀之間、無謂之段歎申上之条、可致着重久左座、於左右之儀者、追而可有御糺之旨、被仰下之条奉添存者也、次下座光貞恣為望申允官、種々巧言掠申条、言語道断次第也、既於允与属兩人者、為上座惣別從先規令任官、奉懃御役者也、允者當參重久也、属者先規奉懃御役者之息一人に可在之、被召出之、可被尋下歎、如此之處、光貞恣望申允官事、以外猥造意也、所詮可被召出証跡、於無之者、一段可被處罪科者歎、此条之趣被聞召□□退光貞謀訴、被任重久理運、預御裁許者、可添畏存者也、仍粗謹支言上如件、

永正十八年五月
日

この支状は、後柏原天皇御即位式の際、下座兄部光貞の称するような火爐役緩怠の事実はなく、上座の允役である自分が左座役を勤めるべきところ光貞が左座を勤めたことの不当を訴え糺決を求めたものである。なお、「於左右之儀者、追而可有御糺決之旨、被仰下之条奉添在者也」とあるところから、この支状以前に光貞の左座役勤仕に対して異論がおこされていたようである。

この図書寮允任官をめぐる相論は、この後柏原天皇御即位式の図書寮火爐役勤仕で一気に表面化したが、その発端は、後掲の永正十八年六月

付「藤原重久重陳狀」にあるように、永正十五年四月四日の宮中御齊会に准じて行われた延暦寺根本中堂供養の図書寮官人出役に際して、允・属官共上座が參勤すべきところ、壬生官務家の裁定による闇の結果思いもよらず下座の光貞が属官として勤仕したため、上座衆のうち属官を勤めて来た子孫が出仕できなかつたところにある。

このため上座衆は、来るべき後柏原天皇御即位式の図書寮允・属役勤仕について、即位由奉幣が伊勢に発遣された永正十六年九月に次のようない連署状を作成しているのである。

御即位

上座図書寮允・属御役勤申事

一、上座允・属御役勤申事、先例如斯各子
孫之

一、於下座者、允・属自先規且無之

一、河原御祓并大嘗会御即位等御役事

上座勤申儀、各々以同前

右各々連署如件

永正十六年九月
日

光永（梶田）
吉広（梶井）
信光（梶井）

定本同
光弘（梶井）
清次（梶井）

定光同
光延（梶井）
清次（梶井）

これは、明らかに前年の延暦寺根本中堂供養に下座光貞が属官として勤仕したことに対処し、御即位式等の図書寮允・属役は上座衆が勤仕することを主張したものである。しかし、こうした上座衆の主張にもかゝわらず、後柏原天皇御即位式には下座光貞が属役として参勤し、しかもその上、上座重久の「強々緩怠」を理由に允官役である左火爐役を勤め、その実績を踏えて允官補任の口宣案を申請したわけである。

ところで、前掲の永正十八年五月上座藤原重久支状の後、下座藤原光貞は同月直に次のような重申状^(注13)を提出している。

図書寮紙漉兄部下座藤原光貞重謹言

上座(母井)重久無謂言上欲被退間事

一、右允藤原重久謹支言上云々、件允何年何月日被任之哉、先御自由任雅意至極也、下輩之習、父祖以任其官、乍致無沙汰、自他罷過、及異論訖、何押而可称允哉事、

一、御即位日上座強々沙汰之段無紛、光貞致無為之沙汰條、是又既為寮頭被感仰訖、然者緩怠人与忠節者可有差別者歟、仍被任允、

自今已後守次第、為不可及相論言上也、何恣之由申掠哉事、

一、從先規上座著座云々、代々可為允条、自他之父祖死生不同歟、

転変之官可隨時代事歟、如此等之子細、兼而無案内之処、転任之

様方々尋伺、且得其覺悟、凡下之申状不足信用歟事、

一、(既於カ)允与属兩人者、為上座惣別從先規令任官、奉勤(御カ)役者也云

々、此題目太以緩怠之言上也、以天恩被成下一官、為上座可相計由、何御代被仰付哉、可被召出証跡、於謀言者可被處御罪科者歟事、

一、□永正十五年中堂(供)養時、相論依不休、種々於官務御了簡之子細有之、所詮相互可勤之由被仰訖、其後一官自他又無沙汰、相論同篇也、然者今度光貞可著左座者、以前御沙汰之次第也、今般所望申不穩便、忠節之儀御感之上、□可被任允言上也、更非掠申歟事、

右条々被分聞食、令拝任彼官、弥奉抽奉公之忠、仍粗重謹言上如件、

永正十八年五月 日

これは、上座允重久の支状に対して五ヶ条に渡つて反論しているものであるが、要約すると、重久は允を称するが何時補任されたのかと難じ、また御即位式における重久の「強々緩怠」を重ねて訴え、さらに代々上座が允官として左座役を勤仕することへの疑問、そして永正十五年の延暦寺根本中堂供養の時は、官務の裁定により重久が左座を勤め、自分が右座を勤めたが、その後沙汰がない以上、今度は先の裁定通り自分

が左座役を勤めたとして重ねて允官補任を申請している。

これに対し、また上座允重久は重支状^(注14)を出している。少々長文である

が掲げると、

図書寮上座允藤原重久謹重支言上(母井)

下座兄部藤原光貞猶以掠申条々、

一、件允何年何月日被任之哉云々、重久父祖各任当寮允之間、重久雖未蒙允之宣下、座中之輩以重久号允申習之条、下輩之身無分別之儀言上仕之段、更以非其誤、而訴申之条、至光貞者却而重罪之輩也、其故者、未被成下宣旨之以前称其官之条、為僻事之旨令存知者、光貞何号属、賜置御即位之御下行哉、此属何年何月日拜任仕哉、如光貞之訴状者、官位之法能乍令存知、宣下以前押而称属之段、其咎難免者歟、次自他之父祖罷過及異論云々、於重久之父祖者、任允来之条勿論也、至光貞之父祖者、称兄部来之間、任允之例不可有之、光貞对重久可称自他父祖之条、言語道断之次第也、

一、御即位日上座強々沙汰之段、無紛云々、上座曾以不致強々之沙汰、光貞可勤属役之由望申之間、以其分被注戴御切符訖、然間光貞貞為属乍致出仕、至臨期可著允上之旨申違乱之条、結句光貞所行致強々之沙汰者哉、初答之時、子細粗言上仕訖、次緩怠人与忠節者可全有差別云々、凡勿論之題目歟、先於重久者、雖一事不可有緩怠之儀、至光貞者、不帶一通之証文、恣以当座之口状欲申掠之段、歷然之緩急歟、次被任允、自今以後守次第、不可及相論云々、光貞既為属乍參、对允役之重久、可著上之旨及異論之上者、可守次第之由、只今申上之条、詞与心忽以相違歟、如此之狼藉、非一事之条分明之間、任自身申請之旨、速以光貞可被处緩怠之罪者哉、

一、代々可為允条、自他之父祖死生不同、転變之官可隨時代歟云々、於上座者、代々可為允之条勿論也、縱雖為転變之官、至下座者、更

不可為允之間、限此事、自他之父祖更不可論時代之次第也、次転任之様方々尋伺、且得其覺悟云々、此段何事哉、一向不得其心之題目也、次凡下之申状不足信用云々、此段又吐惡口歟、併招其咎者哉、諸司百官悉以為天恩被成下之段、是又勿論也、然間允・属之両官者、上座之輩、自前々令押任之子細申上之處、為上座相計之旨言上仕之由、光貞令存知歟、前代末聞之覺悟也、光貞為下輩之身、邪雖申成、為上之御沙汰、可被任道理之間、強而不能申述者歟、

一、中堂供養之時事、自最前限允・属之所役、兩人共以自上座可參勤之段、為先規之由、及再往雖申上、為官務之御料簡、先可為圖之旨有承之間、当座之儀不及力、以下座為属分勤所役訖、彼時光貞不慮勤属役之条、上座属之子孫空不致出仕之間、愁鬱無極之条、於御即位之所役者、任先規兩役共以可被仰付上座之旨、去々年及數度雖歎申上、不被聞食分之間、応公儀又致堪忍之条、於上座之輩者、忠節之由覺悟仕者也、

右条々之相論雖多端、於重久言上者、允・属之両官者、上座之輩為拜任之官、更不可及下座之旨也、殊更雖為上座之座人、悉以不任彼官、自往古以降任来之流、不過五六人之上者、争下座之輩猥可拜任哉、光貞猶以於募申者、下座拜任之例可被召証跡歟、若不然者、早被退光貞之濫訴、任重久之理運、被成下允之宣旨、并被召出属譜代之子孫、同被成下者、上座各忝難有令存、弥致奉公之執心、可勤申

当寮之所役者也、此等之旨趣、具為預御奏聞、謹重支言上如件、

永正十八年六月 日

とあり、下座光貞の重陳状に対し五ヶ条にわたって再び反駁したものである。要約すると、

一、宣下は蒙っていないが、自他共に重久が図書允を称するのは父祖の代に允に補任されていたからであつて、それに対する光貞は属官を担任していないのに、永正十八年三月二十二日の後柏原天皇御即位式に属官を称し参勤し、その下行物を受けている。そして、その上に允役の左火爐役を勤め允官補任を求めているが、しかし光貞の父祖は兄部であり允官に任せられた先例はないとしている。

二、御即位に際して光貞が属役を望んだので出仕させたところ、允役である重久の上に着座して允を勤めるという「強々沙汰」を行い、その理由として重久の緩急を称するがそのような事実はない。さらに光貞は自分が允に補任されれば、以後その次第を守り相論が起こらないとしているが、属役に参勤しながら允役の上に着座するなど、その次第を守らない行為をしているのは光貞自身であるとしている。

三、光貞は図書寮允・属官は「転変文官」と同じではないが、時代に隨いその家を変えるべきとしているが、たとえ允・属官が「転変之官」であつても下座の者が允官に任せられることはない。このことには時世が變つてもあり得ないし、また光貞は允・属転任の例を尋ねているが、そのようなものは信用するに足らないとしている。

四、允・属官は上座衆の計いとしたのは何れの時代かと光貞はいうが、允・属官が上座衆の計いであることは昔往からのことであるとしている。

五、前に触れたこの上座重久と下座光貞の係争の発端となつた永正十五年四月四日の延暦寺根本中堂供養出役について、允・属共上座が勤仕すべきところ、壬生官務家の裁定により、闇の結果思ひもよらず下座光貞が属役となつたため、上座衆のうち属官に任じられてきた子孫が出仕できなかつたこと、および御即位式の允・属役も上座衆に仰付けられるよう度々申請していたが、聞きとどけられなかつたことなどを述べている。

そして、結論的に允・属役に補任されるのは上座衆のうちでもその先例のある五・六家に過ぎないのに、ましてや下座衆が補任されることはない、またそのような先例もあるはずがないとして光貞の訴をしりぞけ、重久に允補任の宣言を下されんことと、上座衆のうちの属官先例の者をも含め、その宣言を下されんことを言上している。

この相論は、翌大永二年に入つてもなお続き、七月付で藤原光貞の申状がさらに出されている。

図書寮紙漉下座藤原光貞謹言上

右子細者、上座・下座せうさくわんそらんの事ハ、中たうくやう以来へつして、御さたに及候、去年御そくゐの時、上座かう／＼の沙たに及候て、其後申状をささげ、そちんにをよひ、此たんいまた御ひろうにをよハさる処に、去三月ちもくまへ、大まの御りうしを

よくりう申、御事かくへき由、かりやおしかすめ申、ほしきまゝの

(雁屋藤原光貞)

御下知を下さる由承及、めいわく仕候、大まの御事は、年月上六

月上座奉行の事にて候間、そせうのせんあくによらず、御事をかくへきにあらさる事也、下六月下座奉行たる間、これ又そせうによらず、公やくをきてをさへ申事あるましき御事也。如此事をそうによ

せ申かすむる御下知の事ハキわせられ、こん本允属のたよりをつぶさに御さたをへられは、かたしけなく可存者也。但如此□けんらうせきをいたすうえは、そちんの大法にまかせられ、光貞に允の事仰付らるべきか、(中略)御そくいの日もおんひんのさたにいたし、

りう頭よりも一かうを出され候き、かた／＼きこしめし分られ、三月の御下ちをきはせられ、允を仰付られ候者、弥御奉公の忠をいたすべき者也、仍粗謹言上如件、

大永二年七月 日

これは、明応六年以來中絶し、この年再興されて、三月二十六日より

行われた県召除目の大間書料紙欠怠に関し、その責任は正月から六月の料紙貢納を勤める上座にあることを訴えたものであるが、ここでも光貞は上座の緩急を理由に執拗に允官補任を要求しているのである。しかし、『図書寮関係文書』には、この光貞の申状以降の上下座相論に関する文

書等がなく、この相論がどのような結末をたどったのか知ることが出来ないのは残念である。

ただ以上から言えることは、永正十五年の延暦寺中堂供養参勤に端を

発し、同十八年の後柏原天皇御即位式勤仕で表面化、そして翌大永二年七月まで続いているこの相論は、表面的には単なる上・下座の官位身分の争いであるが、やはりその根底にあるのは、伝統的に上座が維持して来た京中紙漉座としての種々の独占的権利に対する新座である下座からの切り崩しであり、反発であったのであろう。

ところで、以上の上・下座相論において、常に下座の中心として上座兄部藤原重久を凌駕する程の実力をもつた下座兄部藤原光貞とは、どのような人物であつたかについて次に見て行きたい。

まず、『図書寮関係文書』に次のような文書が存在する。

定座中の御法之事

かうそ、十人の内六人ハ、先規のことく鳥の子すへからず、昔より定たるといへとも、一乱により散在して座中ある間、後日之為致連判の状なり、若此旨をそむく輩あらハ、則座中の大法にまかせ、職しきを永代とめらるへき也、仍為後証連判之状如件、

文明十四年卯月五日

鷹金や 小佐治左衛門四郎光貞

木の下 国嶋与四郎広正

こうはい屋 長田新四郎光正

同 大嶋助四郎貞光

以上鳥子人数

かはた藤四郎吉広在判

長田太郎左衛門吉光

桜井又次郎信光

登松五郎二郎弘吉

四郎次郎光久

在国 左近次郎

この「紙漉下座中連判状」は、応仁・文明の乱によって壊滅的状態にあつた京中紙漉座が、亂後しだいにその機能を回復させていく過程の中で作成されたものであるが、ここに「鷹金や小佐治左衛門四郎光貞」として光貞は登場してくるのである。

なお、時代は下がるが『地下家伝』巻八の図書寮官人小佐治氏は藤原姓であり、この「鷹金や小佐治四郎左衛門光貞」と上述の藤原光貞が同一人物であることに疑義はないであろう。

さて、この連判状によると、光貞は國嶋広正・長田光正・大嶋貞光と共に下座鳥の子紙漉を専門とする座衆とされている。鳥の子紙は、多言を要するまでもなく、雁皮を原料とした強韌な表裏筆書可能な良質な紙であり、その用途の多様さと、逆に原料の雁皮の過少さから、楮紙・宿紙に比べまことに高価な紙であったことが知られている。^(注16)

このような良質高価な鳥の子を漉くことのできる光貞を含めた四人の

座中での地位は、楮紙・宿紙等を漉く座衆よりも優位にあつたことは確かであろう。また、鳥の子人数のみ屋号を持つてゐるのは、彼等が紙漉だけでなく商品流通性の高い鳥の子紙の店舗販売も行なつていたとも考えられる。

次いで光貞の名が見えるのは、応仁・文明の乱によつて全く荒廃した京中がようやく復興した明応四年（一四五九）に至つてである。すなわち、『図書寮関係文書』に次のよくな光貞を論人として訴えた「紙漉座衆中連署訴状」および「下座二座長田光正重訴状」が見える。

紙漉座衆中譲申上

一座事、本人光正度々如言上仕候、すでに多年二座たる上ハ、一座に罷なるへき条、とかくの御不審にも不可及事候、仍今度彼方より注進之一番に、文明十七年左衛門四郎補任五座云々、雖然件年座中かたく所存を申し候て支申間、被破事にて候、数年を送り候處ニ立帰、又五座之由申、是かすめ申第一ニて候、すでに先年不申達候て、座中にも不加、やふれ候補任をとり出候て申候、是ハ反故になり候、補任いかてか今度の支証になるへく候や、かやうにみたりの御沙汰候ハハ、向後座中のため不可然候間、惣座としてをの／＼言上如件、

明応四年十一月 日

長田舎弟光久

長田 広正判

中野 光隆

とかい久次判

梶田吉広判

中村為久判

又四郎判

太郎次郎判

上座の二番梅井信光判

とかい貞光

きこく屋四郎次郎

(長田)
光正重而言上

紙漉中、鷹屋一乱いせん一老之由申事、一向掠申事候も、子細者、

一乱之刻までの一座ハ國嶋(広正)が親ニ將監と申者一座をもち、二座ハきたら屋(らか)の太郎と申者にて候、いつれも(勤か)仕候、一乱中ハ一向座たいてん仕候、亂以後座再興の折□我人のそみ申候といへとも、湯川(隆秀)乱中御構ニ祇候申、依忠節一座被仰付候、二座者國嶋(広正)、三座ハ光正、如此座の次第無隱候、所証被召合候て及対決、任理非早速ニ預成敗候者、可忝畏入存候、仍而粗言上如件、

明応四年十一月十七日

(以下は前の文書に続くもの)

一番ノ判長田光久光正舍弟

三番メノ判中野光隆(孫カ)親四郎光正子

此兩人ハ依親類ニ不可仕候、

まず、下座衆が上座の証判まで得て訴えた前者から知ることは、當時の下座は第一座を兄部として段階的に第五座まで構成されていたと考へられるが、先掲の文明十四年四月五日付「紙漉下座衆中連判状」で

鳥の子漉の一員となった光貞は、その実績によつてか、三年後の文明十七年（一四八三）には第五座に補任されたようである。しかし、この時は座中の反対に会い座中にも加えられない処置を受けたが、十年後の明応四年に至つて第五座補任とその在任実績を振りかざし、時に第二座であつた長田光正(注18)をさしあいて第一座を望むと云う行為に出、これを訴えられてゐるのである。

これに對して光貞は陳状を出したらしいが、後者によると、そこで光貞は、応仁・文明の乱以前自分は「一老」であったと陳べたようである。この「一老」が他の座の例と同様、座の長老、すなわちこの場合第一座の第一座の意であるとすれば、光貞は乱以前自分は第一座であつたと主張したことになる。しかし、長田光正が云うように、乱以前の第一座は国嶋広正の父將監であり、乱後の第一座は、先に掲げた『図書寮記録』所収文明八年二月付「蔵人所下文」とも符合するように、乱中の忠節によって湯川隆秀が補任されているので、光貞の言分はまさに強弁であつたようである。

先掲の永正十八年六月付「図書寮允藤原重久陳状」で重久が「至光貞

父祖者、称兄部来之間」としているように、光貞の出自は下座兄部の家筋であつたらしいが、上の二通の訴状に見える言動から窺う限り光貞と

いう人物は、応仁・文明の乱を契機に伝統と秩序の混乱の中から実力だけで台頭してきたいわゆる「成り上り者」を彷彿させるのである。

なお、話としては前後するが、明応四年に至って上の相論が起きたのは、この時下座第一座が空席であったからではないかと思われるのである。

先に触れた『図書寮記録』所収の文明十七年十月九日付「藏人所下文」は、応仁・文明の乱中の忠節により下座兄部、すなわち第一座に任せられた湯川隆秀がその後病となり、この時本復したので第一座に還補したものである。これにより、先の鳥の子紙漉人数を定めた文明十四年四月五日付「紙漉下座衆中連判状」に第一座湯川隆秀の名が見えないのも首肯出来るのであるが、上掲の前者の「紙漉座衆中連署訴状」にまた湯川隆秀の名がないのは、やはりこの時点では病かもしくは死亡し、第一座が空席となっていたことが考えられるのである。

さて、下座第一座をめぐる保守勢力の側にある長田光正と「成り上り者」小佐治光貞との相論の結末は、これも『図書寮関係文書』に見えないが、しかし永正十二年十月二十七日付で次のような文書が收められている。

今度座中之外之人に舟を借申、惣として預御成敗候、尤あやまち申

候、於後日道具を借申間敷候、其外一紙にても仕候事あらは、いかやうにも座中として可預御成敗候、其時不可為一言候、仍後日状如

件、

永正十二年十月二十七日

長田新左衛門尉光広在判

前 同 かわた四郎左衛門尉

座中使 石井新兵衛尉

小佐治^(光貞)左衛門四郎殿參

これは、座中以外に漉舟を借して成敗を受けた長田光広が、二度と過ちを行わないとした契約であるが、ここで注目されるのは、宛先が小佐治光貞となっていることである。すなわち「惣として預御成敗候」とし、

また「座中として可預御成敗候」とした契約が光貞宛に差出されていることは、この時点で小佐治光貞が下座を統率する第一座となっていたことを示すものであろう。このことから明応四年空席となつたことから生じたと思われる下座第一座をめぐる争いは、結局小佐治光貞に軍配が上ったと考えられるのである。そして下座第一座となつた「成り上り者」小佐治光貞が次に望んだのが、上座でもそれに補任されるのは五六家に過ぎないとされている図書寮允・属官であったわけである。そして、この光貞の望みが実現したのは永正十五年四月四日の延暦寺根本中堂供養参勤においてであった。

壬生官務家への何等かの画策を行つたことを想像させるが、光貞はこの時下座としては初めて属役として参勤し、上座の優位性の伝統的象徴

であった允・属官の世襲的独占を打破したのである。そしてさらに光貞は允官を望み、これを阻止しようとする上座允を称する重久との間に熾烈な争いを起したのであるが、これが一気に表面化したのが永正十八年の後柏原天皇御即位式参勤についての相論であったのである。この允官をめぐる重久と光貞の争いは大永二年に至っても結着を見なかつたことは既に述べたところである。

ところで、『図書寮関係文書』の中に永正十五年九月十九日付で宿紙綏意の理由を弁じた「紙漉上座重久・下座光吉連署申状」がある。ここに見える下座光吉は『地下家伝』卷八図書寮の項に小佐治氏の初出とされる人物であるが、この光吉は時代的に見て光貞の子息と思われる。

一方、上座の允を称する重久は、やはり『地下家伝』卷八図書寮の項によると藤原定遠の末葉^(注19)で梅井姓を称し、その初名を定久、後に重久と改名している人物である。そして梅井家は、この重久をもつてその血統が絶え、小佐治光吉の嫡男であるところの定光が重久の後を継いでおり、両家が血縁関係になつたことが明らかになるが、さらに天文十八年小佐治光吉が上座兄部に補任されるに及び全く同格となり、この両家が後に図書寮允・属官を世襲し近世に至るのである。

なお附言すれば、梅井家は、寛延二年（一七四九）四月五日、定村の代に院執次役における「不調法之儀」によって断絶されていることが『執次役以下家伝』^(注21)卷一及び『平田職方日記』^(注22)によつて分り、また小佐治氏も享保八年（一七三三）七月十八日、光枝の時に平岡氏と交代している

ことが『平田職甫日記』^(注23)によつて明らかになる。

おわりに

『図書寮関係文書』に所収されている史料を通して室町期の図書寮紙漉座の実体の一端を、下座小佐治光貞と云う人物を中心に見てきたのであるが、結論的に云えることは、応仁・文明の乱を契機に、伝統と秩序の混乱の中から新興勢力として台頭してきた典型的な人物として光貞はとらえられるようである。光貞に代表されるこれらの新興勢力は、乱後座が再興され秩序が復興するに伴い、また保守因循性を復活させてきた旧勢力・旧体制と再度鋭く対立していくが、時流に乗った小佐治光貞に見る新興勢力は伝統と秩序を圧倒してさらに上昇していった。

ところで一方、応仁・文明の乱後、一般的に京中諸座の本所権をもつ諸司は、応仁・文明の乱によって座の機能が停止し、公事物の貢進が滞ると、実力ある新たな座衆を掌握する方向を打出していくが、藏人所と紙漉座の関係においてもそのままあてはまり、その直接の対象となつたのが小佐治光貞であった。さらに乱後の藏人所による再編成においても光貞中心のこの方針は貫ぬかれたようと考えられる。このような本所の意向があつて初めて初めて光貞の驚異的な台頭が理解できるのである。

(1) 『令義解』卷一「職員令」。

(2) 『西宮記』卷八に、紙屋院は大同年間に図書寮別所として野宮の東に設けられたとしている。岸本史明氏は『平安京地誌』(講談社)において、「都・応仁前図」「中昔京師内外地図」といった系統の絵図には斎宮が主御門の南、東洞院の東に書き込まれており、「西宮記」で「野宮」といわれたのがこの「斎宮」のことであるから、紙屋院は野宮斎宮の東にあり二つは並んで存在しているようであると指摘されている。

(3) 『類聚三代格』卷四「加減諸司官員并廃置事」の大同三年二月十六日付太政官符に造紙手が、また弘仁三年二月廿八日付太政官符に造紙長上が見える。

(4) 『延喜式』卷二十四「主計上」によれば中男作物として肥前(斐皮)・筑後(穀皮)等が、更に同巻「民部下」によれば年料別貢雜物として紙麻・斐紙麻を貢する国は伊賀等二十四ヶ国が掲げられている。

また、紙屋院における製紙は、殼紙・麻紙・斐紙・苦參の他に、調布と斐皮にて製造する色紙及び穀皮と斐皮にて製造する上紙があつた。この紙屋院で漉かれた色紙は、『源氏物語』梅枝に「こここの紙屋の色紙の、色あい花やかかるに」とあり、美紙であつことが窺われる。

(5) 『正倉院文書』続々修四十帙(『大日本古文書』)卷六 図書寮解によると、

すでに宝亀五年には製紙原料の未進国は伊賀国等十ヶ国が数えられる。

(6) 前掲大同三年二月十六日付太政官符によれば、造紙手八人が五人に減員されている。更に、同年十二月十五日付太政官符は造紙長上二員を減じ、造筆長上、造紙長上を廢止している。もとも弘仁三年二月廿八日付太政官符によれば造紙長上は二員に増員されている。

(7) 『荒曆』(大日本史料七編二所引)応永三年十一月十日条「(前略)又二萬外記師野申、図書寮跡開田畠、可被俸禄、且近所右近府已開畠了、此間事委細執申之、可付試(續書)」

(8) 『地下家伝』によつて明らかにできる頭・助及び權助を掲げれば、頭は保安元年(一一二〇)主計頭正五位上中原師達、文安五年(一一八九)主計助正五位中原師重、安永六年(一七七七)伏見宮諸大夫從五位上小川則村、寛政二年(一七九〇)有栖川宮諸大夫從五位下栗津義韻、そして助は、貞享四年(一

六八七)九条家諸大夫正六位下石井利昌、宝暦八年(一七五八)六位蔵人北小路俊名、享和元年(一八〇〇)主計少允從五位下林貞忠、また權助は、享和二年(一八〇二)内匠大允正六位庭田氏彦等が掲げられる。いまのところ中世が分らないが、近世において頭は概ね諸大夫の、また助・權助も兼任であつて、寮務には係わらずその名だけが存在した。更に平安末においても頭は兼任であるところから、中世も同様であつたと考える。

(9) 『地下職掌』及び『地下諸役人記』によれば、図書寮務は、御即位の焼香・四方拝の火舎調進・諸法事御詔經の鐘及び打磬華籠・年中公用紙の宿紙・緑黃紙宿紙・位記宿紙統紙・大間紙統紙・茅輪之紙・御曆紙その他諸社奉幣使發遣陣儀宣命之紙並びに御神樂の御幣紙の調進である。

(10) 本書と座の関係を示すものの一として、本所がその座の兄部などの補任状を発給する権利を有することは、例へば壬生官務家と四府駕輿丁座に見える。農田武『四府駕輿丁座の研究』(『史学雑誌』第四十五編第一号)

(11) 『後柏原院御即位図』(『大日本史料』九編之十二所引)によると、紫宸殿前庭上の東西に爐と共に床子が置かれ、東側が允官の左座、西側が属官の右座であることが確認できる。

(12) 甘露寺元長別記『延暦寺中堂供養記』(当部藏柳原家本)の永正十五年四月四日の中堂供養下行配分記によつて、二人の図書寮官人が勤仕したことが確認できる。

(13) 大日本史料九編之十三所引。

(14) 同前。

(15) 『図書寮関係文書』に東福寺塔頭天得院による図書寮領田城州紀伊郡幡幢里廿五坪田地壱段半の押領について永正十六年卯月付「図書寮重訴状」がある

が、この中に「図書寮先祖三代前ニ、一職此方申付、致當知行之処」と見えれる。この文書の差し出人が不明であるが、永正十八年六月付「重久重陳狀」の中に「重久父祖各任当寮允之官」と見えるところから重久であることが分る。このことから相井氏は、家掌を領承していたことが明らかになる。

更に、紙漉上下座が掌領するところの領田の存在を示す文書がある。

東寺分

両座 四段合壱石武斗

田米老斗八升
ますもり一ツ升
折敷もり一ツ升

ほうおういん

両座 壱たん合三斗

田米三升
喜介

これ合五段ニ完めニして

とます五斗
しやうそくハまへのことく

両座 四段合壱石六斗

あさ田すいせん
完免ニして三斗納所
兩屋半分わけ

下座 二段六百文

公文所
完免ニして七斗納

下座 二段六百文

公文所
完免ニして七斗納

下座 五段合壱貫六百文

公文所
完免ニして七斗納

ほうおういん

以上

この文書の年代は不明であるが、取り分を見る限り上座よりも下座が多いところから、下座の上座に対する地位向上後のものであろうと考えられる。

(16)『大乘院寺社雜事記』によつて文明三年の鳥の子の価格を見ると、一枚につき銭八文から十文となつており、當時、楮を原料とする杉原紙が一束二百四十文であるところから鳥の子がいかに高価であつたかが分かる。

(17)この組織構成は、「上座の二番根井信光」とあるところから上座においても下座と同じであつたと考えられる。

(18)長田光正は、乱後間も無く行われた座の再興の時点では湯川隆秀・国嶋広正に次ぐ第三座であったが、後述するように湯川隆秀が座を離れている等のことがあり、その後第二座に昇格したものであろう。

(19)根井家の祖先藤原定遠は、永万元年七月二十七日の六条院御即位に図書少允として参勤していることが中原師元の『六条院御即位記』(『続群書類從』卷二七二)に見え、根井家が平安期より図書寮官人であったことが確認される。

(20)『図書寮関係文書』に天文十八年二月十二日付御藏小倉人山科次弘署判の「小佐治光吉上座允職補任状」が存在する。

(21)当部蔵(函号明・七八一)。

(22)寛延二年五月三日条(当部蔵、函号五〇八・四)。
(23)享保八年七月十二日及び二十七日条(当部蔵、函号五〇八・五)。